



第19-13号

2019年4月26日

小田急電鉄株式会社
取締役社長 星野 晃司
(コード番号 9007 東証第一部)

簡易株式交換による江ノ島電鉄株式会社の完全子会社化に関するお知らせ

当社は、2019年4月26日開催の取締役会において、当社の子会社である江ノ島電鉄株式会社（以下「江ノ島電鉄」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社、江ノ島電鉄を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、本日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、江ノ島電鉄については、2019年6月27日に開催予定の定時株主総会において承認を受けることを条件に、2019年10月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、本株式交換は、連結子会社を完全連結子会社化する簡易株式交換であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

記

1. 本株式交換の目的

小田急グループでは、中期経営計画において「世界に誇る観光ビジネスモデルの構築」を掲げ、沿線観光地の活性化や訪日外国人旅行者向け施策の推進等、さまざまな取り組みを進めています。中でも、江の島・鎌倉エリアは、都心からのアクセスや観光資源に恵まれた観光地として、箱根と並び小田急グループの取り組みにおける重要な拠点であると認識しています。

江ノ島電鉄は、開業以来、当該エリアにおいて鉄道事業、自動車事業、不動産事業等を運営し、地域の利便性向上に寄与してきました。近年では、レジャー・サービス事業において冬季のイルミネーションイベント等、さまざまな施策を実施することで通年での集客に成功し、エリアの活性化にも貢献しています。また、さらなる事業成長を果すために、「首都圏の観光ナンバーワンと湘南のOne&Onlyを目指して」をテーマに掲げ、重要課題として「新たな集客装置の創出」や「プロモーション拡充による観光基盤の強化」、鉄道事業における「主要駅の改修等による利便性向上」「輸送力改善」に取り組んでいます。

このような状況のなか、少子高齢化による人口減少や人手不足の問題が深刻化していくことも踏まえ、江ノ島電鉄の成長を確実なものとしていくためには、株式交換を通じて、両社がより一層連携を強化し、江ノ島電鉄が、当社の有する鉄道事業、不動産開発やまちづくり、技術革新等に係る知見やネットワークを活用していく必要があると判断するに至りました。具体的には、自動車事業における運転士不足への対応を見据えた自動運転技術に関する連携、不動産事業における老朽化物件への対応、レジャー・サービス事業における江の島・鎌倉エリアの宿泊施設も含めた観光拠点の開発等に取り組んでいきます。

小田急グループは、本株式交換により、経営の一体化による長期的な視野に立った戦略立案と迅速な意思決定、施策の推進を通じて、江ノ島電鉄および江の島・鎌倉エリアの持続的な成長を図るとともに、グループの企業価値向上を図っていきます。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結に係る取締役会決議日	(当社)	2019年4月26日
本株式交換契約締結日	(両社)	2019年4月26日
本株式交換契約承認時株主総会開催日	(江ノ島電鉄)	2019年6月27日(予定)
本株式交換の実施予定日(効力発生日)	(両社)	2019年10月1日(予定)
(注)	当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない本株式交換を行います。	

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、江ノ島電鉄を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換は、当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、江ノ島電鉄については2019年6月27日開催の定時株主総会の決議による承認を受けた上で、2019年10月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割り当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	江ノ島電鉄 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.2

(注1) 江ノ島電鉄株式1株に対して当社株式1.2株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する江ノ島電鉄の普通株式3,353,289株については、本株式交換による株式の割り当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数
当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が江ノ島電鉄の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の江ノ島電鉄の株主の皆さまに対し、当社の普通株式3,176,053株(予定)を割当交付いたします。また、当社が交付する株式は、当社が保有する自己株式6,114,397株を本株式交換による株式の割り当てに充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取り扱い
本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている江ノ島電鉄の株式が84株未満である江ノ島電鉄の株主の皆さまは、当社の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ① 単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)
会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。
- ② 単元未満株式の買増制度(100株への買い増し)
会社法第194条第1項および当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の当社の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる江ノ島電鉄の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、当該端数に相当する当社の普通株式の交付に代えて、当社の普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。）を交付します。なお、「当社の普通株式1株当たりの時価」とは、東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の前取引日における当社の普通株式の普通取引の終値（当該前取引日においてかかる終値が存在しない場合には、かかる終値が存在する直前の取引日の終値。）をいいます。

- (4) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い
該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割り当ての内容の根拠等

(1) 割り当ての内容の根拠および理由

当社および江ノ島電鉄は、本株式交換に用いられる上記2. (3)「本株式交換に係る割り当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、江ノ島電鉄は、株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、それぞれ第三者算定機関として選定しました。

当社および江ノ島電鉄は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社および江ノ島電鉄は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆さまにとって妥当であり、株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、当社および江ノ島電鉄の取締役会の決議に基づき、株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称および両社との関係

当社の第三者算定機関であるみずほ証券および江ノ島電鉄の第三者算定機関であるAGSコンサルティングは、いずれも、当社および江ノ島電鉄からは独立した算定機関であり、当社および江ノ島電鉄の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

みずほ証券は、当社および江ノ島電鉄の財務情報および本株式交換の諸条件を分析した上で、当社については株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、また両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）を採用して、株式交換比率の算定を行いました。

なお、各評価手法による江ノ島電鉄の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりです。

算定手法		株式交換比率の 算定結果
当社	江ノ島電鉄	
市場株価基準法	類似企業比較法	0.42～1.43
類似企業比較法	類似企業比較法	0.60～2.16
DCF法	DCF法	1.14～1.85

なお、市場株価基準法では、2019年4月25日（以下「算定基準日」）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の株価終値の単純平均値を採用しています。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報、両社がみずほ証券に提供し、またはみずほ証券と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っていません。また、当社、江ノ島電鉄およびそれらの関係会社の資産または負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っていません。なお、みずほ証券の株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としており、両社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、またはその他の方法によってみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、合理的かつ適切と判断した仮定を用いています。

なお、みずほ証券が類似企業比較法およびDCF法による算定の前提とした当社および江ノ島電鉄の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としていません。

4. 本株式交換の当事会社の概要（2019年3月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
名 称	小田急電鉄株式会社	江ノ島電鉄株式会社
所 在 地	東京都渋谷区代々木2-28-12	神奈川県藤沢市片瀬海岸1-4-7
代表者の役職・氏名	取締役社長 星野 晃司	代表取締役社長 檜井 進
事 業 内 容	鉄道事業、不動産業等	鉄道事業、自動車事業、レジャー・サービス事業、不動産事業等
資 本 金	60,359,822,879円	300,000,000円
設 立 年 月 日	1948年6月1日	1926年7月10日

発行済株式数	368,497,717株	6,000,000株
決算期	3月31日	3月31日
大株主および持株比率 (2018年9月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行 7.16% (株) (信託口) 第一生命保険(株) 6.22% 日本生命保険(株) 4.63% 日本マスタートラスト信託銀行 3.56% (株) (退職給付信託口・三菱電機株口) 日本トラスティ・サービス信託銀行 3.53% (株) (信託口)	小田急電鉄(株) 55.89% 神奈川中央交通(株) 8.50% 三井住友信託銀行(株) 2.08% (株)横浜銀行 1.15% あいおいニッセイ同和損害 保険(株) 0.83%
財政状態および経営成績	2019年3月期(連結)	2019年3月期(単体)
純資産	389,180百万円	7,938百万円
総資産	1,312,433百万円	16,626百万円
1株当たり純資産	1,061.37円	1,323.12円
営業収益	526,675百万円	7,210百万円
営業利益	52,089百万円	1,003百万円
経常利益	49,687百万円	920百万円
(親会社株主に帰属する) 当期純利益	32,468百万円	560百万円
1株当たり当期純利益	90.11円	93.44円

(注) 江ノ島電鉄の2019年3月期の財政状態および経営成績(連結)は、現時点では確定していません。

5. 本株式交換後の状況

本株式交換による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期についての変更はありません。

6. 今後の見通し

江ノ島電鉄は、従来から当社の連結子会社であり、本株式交換による当社および江ノ島電鉄の業績への影響は軽微ですが、中長期的に小田急グループの業績向上に資するものです。

以上